

## 令和5年度第2回碧南市選挙管理委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月28日（水）午後2時
  - 2 場 所 碧南市役所 2階 会議室3
  - 3 出席した委員 栗津委員長、岡本委員、高山委員、杉浦委員
  - 4 欠席した委員 なし
  - 5 参会した職員 山本書記長、中川書記長代理、杉浦書記、河原書記、伊東書記
  - 6 会議の概要 (午後2時 開会)
- 1 協議事項
    - ア 選挙管理委員会委員長の選挙について
    - イ 選挙管理委員会委員長職務代理の指定について
  - 2 その他

(午後2時25分 閉会)

上記は、令和5年度第2回碧南市選挙管理委員会の会議録である。

令和5年6月28日

委員長 栗津 康之

委員 岡本 耕也

委員 高山 茂久

委員 杉浦 直美

[内 容]

書記長：ただ今より選挙管理委員会を開催させていただきます。過日開催されました市議会において選挙が行われ、令和5年6月28日から4年間の任期を委員の皆様をお願いすることが決まりました。まず、委員長の選任をお願いいたします。

碧南市選挙管理委員会規程第5条の規定により、委員の選挙後、委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うとあります。恐れ入りますが、栗津委員に臨時委員長をお願いいたしまして、委員会の開催宣言と委員長の選挙までの議事とりまわしをお願いいたします。

臨時委員長：臨時委員長ということでご指名をいただきましたので、委員会の開催と委員長の選挙につきまして議事を務めさせていただきます。

それでは、ただ今より碧南市選挙管理委員会を開催いたします。

協議事項（1）「選挙管理委員会 委員長の選挙について」を議題といたします。委員長は選挙でということですが、いかが取り計らいましょうか。

委員：委員長、動議をお願いします。

臨時委員長：どうぞ。

委員：委員長の選挙につきましては、指名推選により栗津委員にお願いしたいと思っております。

臨時委員長：ただ今、岡本委員から動議が提出されましたが、いかがでしょうか。

各委員：異議なし。

栗津委員長：ただ今、私を委員長ということでご指名推選をいただき、他の委員さんからも同意をいただきましたので、誠に、恐縮でございますが、委員長を務めさせていただきます。委員の皆様、そして事務局、ご協力をお願いいたします。

栗津委員長：続きまして、（2）委員長職務代理の指定を行います。委員長職務代理は、委員長が不在などの際、その職務の代理を行っていただきます。委員長職務代理は、規程第4条により委員長が指定することとなっておりますので、指

定させていただきます。委員長職務代理は、岡本委員にお願いしたいと思います。岡本委員から一言お願いします。

岡本委員：委員長からご指名いただきました。皆様と協力して務めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

栗津委員長：ありがとうございました。続いて、2その他について、事務局から何か説明事項等がありますか。

書記：はい。その他としまして、1月の選挙管理委員会にてご協議いただいた投票時の本人確認について、県内各市へ実施状況の確認等を行いましたので報告させていただきます。

愛知県下の状況を確認しました。愛知県各市全て（碧南市を含め38市）に確認を行ったところ、入場券を忘れた際に、期日前投票及び投票日当日に投票時本人確認証の提示を求めている自治体は1市でした。また、投票日当日のみ提示を求める自治体、期日前投票での提示を求める自治体が、それぞれ1市ずつございました。これらの自治体で、本人確認書類として提示される書類については、運転免許証、マイナンバーカード等の写真付きの身分証明書その他、保険証や診察券、キャッシュカードなど、本人の氏名が分かるものでも可としたこともあるとのことでした。

また、愛知県選挙管理委員会にも確認を行ったところ、県内で様々な対応を行っていることは確認しているが、県で統一した対応は定めていないとのことでした。また、本人確認証の提示については、公職選挙法施行令第35条にて投票用紙の交付は投票管理者が判断すること、投票事務ノートでも選挙人の生年月日、住所等を口述させるなどして確実に選挙人名簿との対照を行うこととされているため、本人確認証の提示を求める必要が必ずしもあるとは言いきれず、各自治体の判断で行うべきと考えたとの回答でした。

以上、報告とさせていただきます。報告を踏まえ、碧南市での本人確認証の提示についてご意見をお願いします。

委員：入場券を持って来るよう徹底できれば一番良いと思います。忘れてしまった

場合には、宣誓書記載内容等で本人確認し、名簿と照合する現行の方法で良いかと思えます。

書記：市民の方からも本人確認証の提示を求めた方が良いのではという意見をいただき、ネットニュースでも提示について問題提起するような記事が掲載されました。

委員：入場券を忘れてしまったことや本人確認証の提示によって想定されるトラブルは二重投票ですか。そのような場合、どの段階で発見できますか。

書記：入場券をお持ちいただいた場合も、宣誓書の記載内容等で本人確認させていただいた場合も、ともに投票を行う前に、受付に設置する端末に投票を行う方の情報を表示し、投票状況の確認を行います。ここで、既に投票が済んでいる場合は、投票済と表示されるため、二重投票が疑われるような場合、この時点で把握できます。また、この画面では年齢も表示されるため、従事者が確認しています。

委員：本人確認証の提示をしてもらうこととした場合、免許証やマイナンバーカードを持っていない方もおみえになります。

書記：提示を求めている自治体でも、写真付き身分証明書その他、保険証や診察券の提示をもって本人確認とした事例もあると聞いています。

委員：提示を求めるとしても、提示書類を統一することは難しいかと思えます。また、提示を求めることにより遅延や混乱が発生することも想定されます。現時点では、碧南市では引き続き、受付時に宣誓書の記載内容等を確認し、しっかりと本人確認をしていくことが良いかと思えます。

書記：選挙における投票は、期日前投票、当日投票だけでなく、医療機関や施設での不在者投票、他自治体に選挙権を持つ方が行う碧南市で行う不在者投票と様々なものがあります。

委員：個人情報や本人確認の取り扱いは大きな課題であり、慎重な取り組みも必要で、全国的にも見直しを図っていくことが良いことかもしれません。本来は、国や県などから統一した対応が示されることが望ましいと考えますが、それが無い現状では、碧南市が先行して変更していくというよりも、現行の方法を継続しながら、他市の状況を踏まえて、試験的な導入も含めて検討してい

くことが良いのではないかと思います。

栗津委員長：それでは、現時点では身分証明書の提示は求めず、現行の方法を継続していくこととします。

栗津委員長：他に、事務局から何か説明事項等がありますか。

書記：特にございません。

栗津委員長：ありがとうございました。他に議題、質問等無いようなので、これで令和5年度第2回碧南市選挙管理委員会を終了します。